



学生の皆様

アルバイト先のトラブル

相談
無料

ひとりで悩まず相談しよう！

例えば・・・

無理なシフト

辞めさせてくれない

休憩がとれない

労働時間や時給等が
示されない

セクハラ・パワハラ



電話
来所相談

- ・専門の相談員が対応します。
- 受付時間：月～金 9：00～12：00／13：00～16：00（祝日、年末年始除く）
- フリーアクセス 0120-9-39610（固定電話から）
- ※携帯/IP電話の場合は、各労働相談所の電話番号に直接おかけください。

静岡県 労働相談



メール
相談

- ・電話/来所が困難な場合は、静岡県 HP(二次元コード)からご相談ください。



※詳細は、最寄りの各県民生活センターまでお問い合わせください(下記参照)。

静岡県県民生活センター

東部県民生活センター内
(東部中小企業労働相談所)

電話：055-951-9144



中部県民生活センター内
(中部中小企業労働相談所)

電話：054-286-3208



西部県民生活センター内
(西部中小企業労働相談所)

電話：053-452-0144



静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課 電話：054-221-2817
静岡県労働委員会事務局調整審査課 電話：054-221-2280

アルバイトを始める前にチェックしましょう！

1. 労働条件は書面で交付してもらいましょう。

アルバイト先から労働条件を書いた書面を必ずもらい、契約期間・労働時間・時給などを確認しましょう。
なお、静岡県の最低賃金は984円/時（R5.10.1～）で、研修期間中でも適用されます。
（最低賃金は毎年10月頃に改定されます。）

2. アルバイト先がシフトを強制することはできません。

最初に決めた曜日や時間を無視して、勝手にシフト変更されたり、シフトに組み込まれたりすることがあったら、はっきりと断るようにしましょう。また、もし学校の行事やテストなどで、アルバイトに行くのが難しい日がある場合は、早めに雇い主の方に相談するようにしましょう。

3. 働く人として、必要なマナーやモラルを守りましょう。

学生アルバイトにも働く人として社会的な責任が伴います。

原則として、アルバイトを含む労働者はいつでも退職の申し入れができます。契約期間が定められていないときは、退職の申し入れ後2週間経てば辞めることができます。

ただし、急に辞めてしまうとアルバイト先も困ることもあるでしょうから、円満退職できるようにアルバイト先とよく話し合う必要はあるでしょう。「代わりを見つけてこないで辞めさせない」というのは法的に認められませんので、そのような場合には、学校や県民生活センターの相談窓口に連絡してみましょう。

アルバイトすることを考えている学生のみなさん。学生アルバイトは立派な「労働者」ですので、法律で守られます。アルバイト先で何か困ったことがあったら、早めに相談しましょう。



労働相談の内容によっては、
県労働委員会のトラブル解決制度「あっせん」が利用できます。～無料・迅速簡易・中立公正～

あっせんとは …… 3名のあっせん員が当事者双方に歩み寄りを促し、
トラブル解決を支援する制度です。

例えば…



〈あっせんの流れ〉

経営者

バイト従業員 A さん(あっせんを申請)

あっせん員が
Aさんと経営者の
双方からそれぞれ
丁寧に話を伺います。

あっせんの場で、
Aさんと経営者の主張を
調整します。

調整の結果、
Aさんは、労働時間や時給などを
記載した書面を交付してもらい、
元気に働いています。

あっせんについての申請・お問い合わせは各県民生活センター内の
相談所へ（連絡先は表面に記載）

労働委員会に
についてはこちら！

